

令和8年度第1回岐阜県国民健康保険運営協議会 開催結果	
1 会議日時	令和8年 6月 15日（月） 開 会 午後 3時00分 閉 会 午後 3時55分
2 会議場所	対面・We b会議併用（Z o o m） （配信会場：岐阜県議会棟2階第2会議室）
3 委 員 （10名）	（被保険者代表） 坂 由 紀 子 安 藤 雅 子 有 賀 妥 子 （保険医又は保険薬剤師代表） 伊在井 みどり ＜長 瀬 好 和＞ 棚 瀬 友 啓 （公益代表） 竹 内 治 彦 （松 下 光 子） 中 川 し の ぶ （被用者保険等保険者代表） （松 永 健 司） 豊 田 正 康 水 野 成 好 ＜ ＞内は、We bで参加された委員 （ ）内は、欠席された委員
4 事務局職員	中西浩之 健康福祉部長 吉田美津子 国民健康保険課長 中村美紀子 国保制度対策監 渡邊俊哉 国民健康保険課管理・国保運営係長 木村 学 国民健康保険課国保支援係
5 会議に付した案件	
1 議事 （1） 国民健康保険運営方針の中間見直しについて （2） 保険料水準の統一について 2 報告事項 （1） 令和7年度国保財政の運営状況（決算見込）等について （2） 岐阜県国民健康保険事業を取り巻く状況について （3） その他	

6 議事録

○中村国保制度対策監

それでは、第1回岐阜県国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、県国民健康保険課の中村と申します。

よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

運営協議会の開会に先立ちまして、健康福祉部長の中西よりご挨拶申し上げます。

○中西健康福祉部長

岐阜県健康福祉部長の中西でございます。

今日は、ご多用のところ、本年度第1回岐阜県国民健康保険運営協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より本県の健康福祉行政全般に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、国民健康保険を取り巻く状況でございますが、大きな動きとしては、今年度の6月から、令和8年度の診療報酬改定が大きなプラス改定となっております。医療機関の取り巻く状況が厳しいという状況で、近年まれにみる大幅な改定ということでございます。

他方で、給付と負担は連動する関係でございますので、診療報酬全体の増加に伴い、保険料の引き上げと、さらには、被保険者の負担をどうしていくのかという課題もあるところでございます。

また、国の動きに目を移しますと、先月末に健康保険法等の一部を改正する法律が国会で成立し、O T C類似薬に係る保険適用の見直しや、出産費用の保険適用の実施など、幾つかの柱が法律の中で、定められるところでございます。

また医療D Xに関しましては、マイナ保険証というところで、利用登録率が実に9割を超えてきており、国保を取り巻く環境も、次の新たなステージに移行しつつあるという状況でございます。

国保財政も含め、色々と厳しいところではございますが、保険者として、県そして市町村が連携し、安定的な運営に向けた努力を引き続き続けていくことが重要になろうと思っております。

今日は、令和5年度末に改定しました岐阜県国民健康保険運営方針の中間見直しにつきまして諮問させていただきます。

併せて、県国保財政の運営状況及び県内の国保事業の現況につきましても、ご報告申し上げます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○中村国保制度対策監

続きまして、本日ご出席の委員の皆様のご紹介でございますが、時間の都合上、お手元の出席者名簿、配席図により、ご紹介に代えさせていただきます。

なお、今日は、今年度最初の会議であり、初めての委員の方については、この場でご紹介させていただきます。被用者保険等保険者を代表する委員として、警察共済組合岐阜県支部事務局長の水野成好（みずの なるよし）様 が新たに委員となりました。

当協議会の進行は、岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱第2条の規定に基づき、竹内会長にお願いいたします。

○竹内治彦会長

それでは、第1回岐阜県国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の出席状況でございますが、全委員12名中、Web参加の1名を含め、10名のご出席をいただいております。また、各区分の委員1名以上のご出席をいただいております。

よって、岐阜県国民健康保険法施行細則第3条第2項及び岐阜県国民健康保険運営協議会運営要綱第3条の規定数に達しており、当会議は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議事に入る前に、運営要綱第5条の規定に基づき、会議を公開することについてお諮りします。

本日、4名の傍聴希望者がおられます。会議を公開とし、傍聴を認めることにご異議はございませんか。

○各委員

異議なし

○竹内治彦会長

ご異議がないものと認めます。

それでは、本日の会議を公開とすることといたします。

傍聴者の入場をお願いします。

それでは、次第2の「諮問」にはいります。事務局の説明をお願いします。

○吉田国民健康保険課長

県国民健康保険課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

岐阜県国民健康保険運営協議会に対し、知事より諮問がされておりますので、ご説明いたします。

平成30年3月に策定し、令和6年3月に改定しました国保運営方針については、策定後も国民健康保険の運営状況や取組み結果等を踏まえ、定期的に検証・見直しを行い、必要に応じて変更していく必要があります。

現行の運営方針の改定から3年が経過することとなる今年度は、中間見直しの実施年度となります。このため、岐阜県国民健康保険運営方針の中間見直しについて諮問させていただきます。

ただいまから 中西健康福祉部長より、会長に諮問書を手渡しいたします。

委員の皆様には、今から写しを配布いたします。

ありがとうございました。諮問については以上です。

○竹内治彦会長

ただいま諮問をいただきました。ありがとうございました。

次に、次第3の議事「(1) 国民健康保険運営方針の中間見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○吉田国民健康保険課長

それでは、国保運営方針の中間見直しの基本的な考え方について、ご説明申し上げます。資料1の1ページをご覧ください。

まず、見直しの考え方については、前回の運営協議会において、本年1月に国から示された策定要領の内容を反映すること、また、保険料水準の完全統一に向けた目標年度を設定する方針である旨をご説明したところでございます。その後、国から6月にも策定要領について追加の改正案が示されたことから、資料1ページの(1)において、追加の内容を反映して記載しております。なお、要領については暫定版として示されておりますので、本日の資料に参考として添付しております。

続いて2ページをご覧ください。

暫定版の策定要領において新たに追加された事項は5項目あり、これらについては、県の運営方針の第1章から第6章にわたり反映することとしております。

3ページをご覧ください。

主な改正点でございますが、特に、医療費の適正化、市町村事務の広域的及び効率的運営の推進に関する部分において、国保連との連携強化や委託の推進が新たに盛り込まれております。一方、保険料水準の統一に関する事項については、国での整理が間に合っておらず、今後、正式版で示される内容を反映する予定でございます。

4ページについては、前回ご説明した内容から変更はありません。

5ページをご覧ください。

中間見直しスケジュール案について、国の運営方針策定要領の5ページにパブリックコメントは実施する必要がないと明記されているため、スケジュール案からもパブコメを削除しています。

次に資料1-2をご覧ください。こちらでは、先ほどの策定要領の改正事項を、県の運営方針のどの章・どの項目に反映するかを整理してお示ししております。

第1章の3については、現時点で赤字補填目的の繰入を行っている市町村はございませんが、将来的な発生に備え、赤字対策に関する記載を明確化しております。

また、第1章の4財政安定化基金の運用については、今後、国から具体的な取崩し要件等が示される予定であるため、その内容を追記することとしております。

次のページをご覧ください。

第2章の1から3では、本年度から導入された子ども・子育て支援金制度について、市町村との合意内容等を反映しております。

また、第2章の4保険料水準の統一に関する項目については、完全統一に向けた目標年度の設定が重要な見直し項目となります。まずは、資料末尾の工程表を完全統一までを見据えた内容へ更新したうえで目標年度を設定し、運営方針に反映してまいります。

第3章の2については、収納対策として、短期被保険者証の廃止および外国人被保険者への対応について記載を追加しております。

続いて第5章をご覧ください。

医療費適正化や事務の効率化に向けたデータ活用の観点から、市町村と国保連合会との意見交換の場を県が設けることが求められているため、具体的な取組内容について市町村と協議のうえ反映する予定です。

次の第6章ですが、「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営推進に関する事項」について、

標準準拠システムへの移行支援のほか、第5章と同様に、意見交換の場の設置に関する事項を中心に整理しております。

最後に、今後のスケジュールについて申し上げます。

本日ご説明した基本的な考え方にに基づき、市町村との協議を重ねながら改定案を取りまとめたうえで、10月開催予定の第2回運営協議会においてご審議いただく予定です。その後、委員の皆様からのご意見と市町村への法定意見聴取の結果を踏まえた案を取りまとめ、第3回運営協議会において答申を頂戴したいと考えております。

以上で、中間見直しに関する説明を終わります。

○竹内治彦会長

ありがとうございました。

それではただいま説明のありました、「(1) 国民健康保険運営方針の中間見直しについて」ご質問・ご意見等はございませんか。

(委員からの発言なし)

ご意見等もないようですので、審議を終了いたします。

本件についてはこのとおり進めてください。

次に議事「(2) 保険料水準の統一について」、事務局から説明をお願いします。

○吉田国民健康保険課長

続いて、議事の2点目、保険料水準の統一についてご説明申し上げます。

資料2「保険料水準統一に向けた検討状況について」をご覧ください。

1ページは、前回の運営協議会での説明内容を整理したものでございますが、令和8年度においては、既に合意済みの医療分14項目を除く16項目について検討を進めてまいります。

あわせて、完全統一に向けた目標年度の設定や工程表の見直しも行うこととしております。

なお、子ども・子育て支援金分の残り3項目については、算定方式や賦課方法など、完全統一に直結する事項であるため、工程表の改定作業の中で整理してまいります。

2ページをご覧ください。

16項目のうち、令和8年度中の合意を目指すものは、「特別調整交付金（医療費関係以外）」「減額措置対策補助金」「直診勘定繰出金」「審査手数料」の4項目です。

これらについては、令和9年度の納付金への反映を見据えておりますが、市町村との合意形成が前提となるため、丁寧に協議を進めてまいります。

残る12項目については、令和10年度末までの合意を目標としており、本年度は実態調査や他県調査を実施し、具体的な統一案の検討を進めてまいります。

3ページをご覧ください。

こちらは医療分に係る統一対象項目の一覧であり、工程表詳細版から整理したものでございます。

なお、現時点では令和6年度末時点の情報であるため、本年度の見直し作業の中で更新する予定でござ

ざいます。

白抜きの項目が今後検討を行うもの、太字の項目が令和8年度末までに重点的に検討するものでございます。

第3期運営方針に掲げる「県が算定する市町村標準保険料率を全市町村で統一する」という目標の実現に向け、引き続き市町村との協議を進めてまいります。

以上で、保険料水準の統一に関する説明を終わります。

○竹内治彦会長

ありがとうございました。

それではただいま説明のあった「(2) 保険料水準の統一について」、ご質問・ご意見等はございませんか。

(委員からの発言なし)

ご意見等もないようですので、審議を終了いたします。

本件についてはこのとおり進めてください。

次に第4の報告事項にまいります。「(1) 令和7年度国保財政の運営状況(決算見込)等について」、事務局から説明をお願いします。

○渡邊管理・国保運営係長

それでは報告事項(1)「令和7年度の国保財政の運営状況等について」報告いたします。

「資料3」、「令和7年度岐阜県国保財政運営状況等について」をご覧ください。

令和7年度の予算、決算の状況につきましては、まず当初予算は1,647億円でしたが、最終予算額は約66億円増の1,713億円となりました。増額の主な要因は、不測の事態に備え保険給付費予算の増額を行ったことによるものです。決算見込み額は、1,656億円で、歳入、歳出のそれぞれの内訳は表のとおりです。

主な増減項目を説明します。歳入につきまして、上から2段目の「療養給付費負担金」ですが、決算見込みが295.6億円で、最終予算額から10億円の減となりました。療養給付費負担金は保険給付費の実績に応じて交付されるものですが、12月までの保険給付費の実績が想定を上回ったため、3月補正予算において保険給付費予算を増額したことに伴い、療養給付費負担金を増額しております。実際の保険給付費の実績が想定を下回ったことから、これに伴い療養給付費負担金が10億円の減となりました。

2ページをご覧ください。歳出につきましては、下の表をご覧ください。上から2段目、「保険給付費交付金(普通交付金)」ですが、不測の交付増に対応できるよう、3月補正で剰余金の一部を充てて増額しましたが、決算見込みは1,293.6億円となり、約51億円の減となりました。

3ページをご覧ください。次に、決算剰余金の見込額ですが、歳入1,693.5億円から歳出の1,655.8億円を差し引いた37.7億円となっております。これに、過年度の普通交付金や各種公費等の精算金を加減算した額が、実質的な決算剰余金の確定額となります。本年11月頃には確定する予定ですが、新聞報道にもありましたとおり、国が前期高齢者交付金の見込み額を誤って算定

した影響で、当初11.8億円の追加交付を見込んでいたところ、3.3億円の返還が生じたため、37.7億円から大きく減少する見込みです。

次に、保険給付費交付金（普通交付金）の交付状況ですが、最終予算額は1,344.9億円で、2月診療分の概算分までの交付額は1,293.6億円となっております。令和6年度の執行額（1,319.1億円）と比べて、約1.9%の減となります。財政安定化基金につきましては、財政調整部分に2.7億円増額しており、令和7年度末の残高は約76.1億となっております。

なお、令和7年度は取り崩しを行いませんでした。

「令和7年度の国保財政の運営状況等について」の報告は以上になります。

○竹内治彦会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のあった「(1) 令和7年度国保財政の運営状況（決算見込）等について」、ご質問・ご意見等はございませんか。

○豊田正康委員

3点教えてください。まず1点目、資料3の1ページ、歳入の財政安定化基金繰入金は予算が1億7千万円で、決算見込額が0ということですが、どのような時に繰入れするものなのかを教えてください。

2点目、資料3の2ページ、歳出の保険給付費交付金（普通交付金）の予算が多めにとってあると思いますが、予算比マイナス51億ということです。不測の事態に備えて予算を取っていただけたのか、想定よりも少なかったのか、何か要因があり、要因の分析ができていれば教えてください。

3点目、私が出席している4～5市町村の会議等で、保険者努力支援交付金については、被保険者代表から質問がよくあります。こちらは予算通りですが、これを増やすことは可能なのでしょうか。おそらく予算を決めて、22億7千万円を按分し、頑張った市町村に配布しているのだと思いますが、増やす検討はできるのでしょうか。

○渡邊管理・国保運営係長

財政安定化基金繰入金については、予算上、歳入歳出の不足が見込まれる場合に、一定程度、今回は1億7千万円の取崩しを見込んでいます。実際の決算では、ある程度剰余金が確定したり、想定よりも普通交付金が増加しなかったことにより、歳入の中で収まった場合には繰入れは不要になるため、決算見込みでは0円としています。

また保険給付費等交付金については、足りなくなるということが一番の問題となりますので、ある程度余裕を持った予算にしております。年度末にインフルエンザやコロナが蔓延した場合に備え、多少多めに持っておりましたが、今年はそこまで流行しなかったことで大きな減額が生じております。

○豊田正康委員

保険者努力支援交付金は、予算と決算の見込みだけなので、そういうことだろうという理解はしていますが、令和8年度の予算ではなくて、今後増やせる可能性があるのでしょうか。

あるいは、今後なくなっていく等の方向性が分かっているのであれば教えてください。

○木村国保支援係長

おっしゃるとおり、予算の仕組みとしては県が予算要求した額をそのまま執行していく形になりますので、努力支援の成果に応じた予算立てをしています。

○豊田正康委員

国保の会議に出ると、努力支援交付金をもらえるように市町村は頑張っているのですかという質問が出ます。予算に限りがあるとは思いますが、継続して交付していただくと、各市町村が頑張る努力ををすると思うので、継続して欲しいと思います。

○竹内治彦会長

今日の資料では当初予算額と最終予算額で予算額が変わります。下の表は予算額に対して決算見込みという形で出ています。この表の中の予算額というのは、最終ということなのですか。努力して何かしていこうという時に予算額が変わると、努力の結果が見えなくなるのではないかと思います。これは、補正予算で予算が変わっていくということだと思います。県がまとめて、何か事業を展開していくわけでもないで、なぜそこで補正をかけるのでしょうか。F I Xしておいて、それに対してどうブレたのかを見れば良いのではないかという気がしますが、この補正の考え方を教えてください。

○渡邊管理・国保運営係長

こちらの補正については、当初予算を策定する段階では、この予算額でいけると考えて組んでいます。一方で、例えば国からの交付金の額の確定等は年度途中にあり、額が確定した段階で補正予算を組むという考えです。また、事業が確定した段階で積むということもありますので、当初予算で積みなかった部分を積んでおります。

また、先ほど申しましたとおり、普通交付金に関しましては、年度内の流行や執行状況等を見ながら、多少積み増しが必要なところは、適宜積んでおります。事業のために検討というよりは、歳入歳出が確定した段階で入れ、最終的に過不足がないように積んでいます。当初予算で積み増すところは頑張っている積んでいますが、やむを得ないところについては補正しています。

こちらの表は、変更後の最終予算額です。

○竹内治彦会長

分かりました。

国からのお金が確定していないから、予算を途中で変更せざるを得ないという部分については理解できます。しかし、例えばインフルエンザが流行り、支出が増えた場合、そこで予算を増していくという扱いが、それで良いのでしょうか。あくまでも当初予算に対してどうだったかという見方が方が、P D C A的に言うの良いのではないかと思います。プランが変わっていつてしまうと、チェックがしにくい感じがすると思いました。

ただ、他県もこのような基準でやっているということですよ。おそらく全国これでやっているのから、予算も変わっていくため、決算見込み額との増減額を見ても、その予算がずれたことでの増減額という形であることを理解した方が良いと思います。

その他ご意見等ありませんか。

(各委員からの意見等なし)

ご意見等も尽きたようですので、次に報告事項の(2)にまいります。

「(2) 岐阜県国民健康保険事業を取り巻く状況について」、事務局から説明をお願いします。

○渡邊管理・国保運営係長

それでは報告事項(2)「岐阜県国民健康保険事業を取り巻く状況について」報告いたします。

「資料4」、「岐阜県国民健康保険事業 参考資料」をご覧ください。

保険料率の算定方法の移行状況についてですが、このデータは、県内市町村が採用している医療給付費分の算定方法を集計したものになります。令和7年度から令和8年度にかけては、1つの町(白川町)が4方式から3方式に移行しております。

机上配布の2ページ目をご覧ください。令和8年度の後期高齢者支援金分、介護納付金分も含めた市町村別の保険料の賦課状況になります。注目点としましては、令和8年度から4方式の市町村がなくなりました。また、介護納付金は2方式から3方式に1市が移行しています。なお、令和8年度から徴収が始まった子ども・子育て支援金分については、3方式が40市町村、2方式が2町となっています。岐阜県の傾向としましては、年々3方式に集約しつつあります。今後、保険料水準の完全統一を実現するにあたっては、これらの算定方式の統一も議論していくことになります。

3ページをご覧ください。「年齢調整後の医療費指数(3年平均)」ですが、これは、市町村ごとの医療費を、全国の年齢構成を基本として年齢調整を行ったうえで、全国の平均を1として指数化したものの3か年平均の数値になります。

また、参考として指数の順位を追記しています。下段の最大値・最小値・格差を記載した表をご覧ください。一番右の列が直近の令和8年で、令和8年の数値は、令和4年から令和6年の3か年平均で算出するものですが、前年と比較して最大値は小さくなった者の、最小値はより小さくなったため、格差は1.32と大きくなりました。

4ページのグラフをご覧ください。これは先ほどの表をグラフ化したもので、左から、令和8年度の医療費指数が低い順に並べています。1より下にある横線が、令和8年度の県平均である0.97996を表しています。令和5年から令和8年までの4年間、規模の大きい市町村はあまり変動がなく、右肩上がり、又は右肩下がりの傾向を示しておりますが、規模の小さい市町村は大きく変動していることが見受けられます。令和6年度分の納付金算定から、この医療費指数の納付金への影響を徐々になくしていきっており、令和11年度分の納付金算定において影響を完全になくすることとなっています。

5ページをご覧ください。厚生労働省のWebサイトで公表されている会議資料からの引用となりますが、令和7年12月のマイナ保険料の利用実績になります。岐阜県は65.72%で、上から数えて17番目の利用率となっています。

次のページをご覧ください。施設類型別の利用実績となりますが、岐阜県の順位は、歯科診療所で13位、病院で15位、歯科診療所で15位、薬局で26位となっています。診療所等では利用率が

7割前後に達しています。

以上で岐阜県国民健康保険事業に関連した各種データの説明を終わります。

○竹内治彦会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のあった、「(2) 岐阜県国民健康保険事業を取り巻く状況について」について、ご質問・ご意見等はございませんか。

○竹内治彦会長

冒頭の説明にあった、4方式3方式2方式の話は、基本的な方向性としては3方式に行くということとよろしいか。

○渡邊管理・国保運営係長

傾向として、3方式になっていくと見立てはしていますが、一方で、全国の都市部では2方式が多いということもございますので、今後、市町村と協議し、例えば、岐阜県の傾向は3方式が多いものの、全国の傾向を踏まえてどうするか議論し、どの方式が一番ふさわしいかを検討していきます。

○竹内治彦会長

岐阜県で3方式以外にまとめなさいというのも結構大ごとですよ。今は県単位化していく段階なので、この表を見せられて「2方式に持っていく」というのは荒業すぎないかと思います。とりあえずは肅々と3方式にしていく。

要するに、2方式になっているところが、全国が2方式に行くのに、わざわざ3方式にしてまた2方式に戻るのには出戻りがあるため、それは避けなければなりません。

○渡邊管理・国保運営係長

やはり2方式は都市部に向いており、岐阜県のような中山間地域等では3方式が向いているという傾向も出ております。そういった傾向を反映した形でどんどん集約していると思っております。自然な形では3方式になると思いますが、それも含めて検討していきます。

○竹内治彦会長

医療費指数については、表や図を出していただいております。高いのはあまりというところもありますが、低ければ良いのかということもあると思います。この値は、どのようにお考えなのでしょうか。

○渡邊管理・国保運営係長

傾向がどのようにできるかは諸説あり、私どもも検討はしていますが、具体的にこれというのが言いにくいところがございます。一般論で、病院の多いところの方が高くなるのではないかと思います。意見がありますが、実際にはそうではないところもございます。実際に本当に医療が必要なことであれば、医者にかかるものでございますので、その中で、こういった傾向が出ているところ参考にして分析等

を進めていくところでありますが、なかなか医療費指数の大小が現れる原因はわかっていないところ
であります。

○竹内治彦会長

この図はとても分かり易いです。何年もやってきていて、いつも岐阜市が高いという話にはなりま
すが、今お話があったように、病院が多ければ高くなるのかはよく分かりません。都市部がなぜ多い
のかは分からないところではあります。逆に気になったのが小さい自治体では、例えば透析の方が1
人みえたりすると、急に値が変わるということは前から言われていましたが、左の方とか、一貫して
低い自治体がありますよね。一貫して低い自治体が一貫して低いことをもって良しとするのかと言
うと、それはそれで、低ければ健康なのですねという話にするのかどうかですが、ウォッチする必要が
あると思います。

それが本当に、本来的な意味での健康に裏打ちされて低ければそれで良いですが、俄かにそうと信
じるのが難しいので、なぜ低くなっているのかも併せて、ウォッチしていただいた方が良いのでは
ないかと感じました。

○渡邊管理・国保運営係長

低い理由も、健康だから低いというのもありますし、十分に医療が行き届いていないという可能性
も当然ありますので、それがどちらなのか、もしくはどのような対応がとれるのかということにつ
いても今後検討して参ります。

○中西健康福祉部長

おそらく医療費指数という1つの切り口から見ればこうなりますという話ですが、会長がおっしゃ
ったように、様々な観点で、例えば、医療費指数が小さくても、健康寿命等が長く、頑張っておられ
る市町村もあるかと思っています。様々な視点を複合的に見て、医療提供体制と医療保険制度をセット
で考えていくような、より多角的な視点で考えていく必要があると思います。

○有賀妥子委員

医療費指数というのは過去の資料でいただいていたかもしれませんが、分かれば教えてください。
他県も同じようにこういった指数で表しているのでしょうか。また、岐阜県的には他の県と比べてこ
の県平均の数値はどのようなものを教えてください。

○渡邊管理・国保運営係長

医療費指数の考え方については、全国共通のものでありますので、他県でも同様な分析はしているはずで
す。また、岐阜県の状況ですが、全国の状況を1.00とした分析になります。県平均が1よりも下
にきておりますので、全国平均よりも医療費が安く済んでいると見ることができます。

○竹内治彦会長

財政のところを県単位化するということが、この会議の出発点としてあります。もう10年程取り
組んできて、自治体ごとのばらつきをなるべく無くすることが1つの目的であるため、これを見ていく

ことが大事なことです。おそらく各都道府県でもされているだろうと思います。その中で、今日の資料の中でも、1に対して少し小さいというところですから、とりわけすごく良い成績ではないけれども平均よりは少し良いところで安定しております。まあまあだねという評価で、今日のところは済む数字なのだと思います。

その他ご意見等はあるか。

(委員からの意見等なし)

○竹内治彦会長

ご意見等も尽きたようですので、報告を終了いたします。

このほかに、議題・報告事項以外でも結構ですが、何かご質問・ご意見等ございませんか。

(委員からの意見等なし)

ご意見等尽きたようですが、他に、事務局から何かありますか。

○渡邊俊哉管理・国保運営係長

今回の運営協議会は10月を予定しております。7月頃になりましたら、改めて開催通知を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

○竹内治彦会長

今年度は中間改定ということで、3回の開催を予定しています。今日も全国の流れに合わせて、見直しについてご意見ありませんでしたし、全国的な流れに沿っていくということですので、そういう形で岐阜県も、国の方針、他県とも歩調を合わせて取り組んでいくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の議事はすべて終了しましたので、議事の進行を事務局にお返しします。

○中村国保制度対策監

以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては熱心にご審議いただきありがとうございました。

気を付けてお帰りください。

岐阜県国民健康保険運営協議会

会 長